

| | |
|------------------|---|
| Title | 〔商法二五四〕 名目的平取締役の代表取締役に対する監視義務懈怠と商法二六六条ノ三の悪意重過失 (大阪高裁昭和五三年三月二三日判決) |
| Sub Title | |
| Author | 米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1985 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.5 (1985. 5) ,p.79- 85 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850528-0079 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二五四〕

名目的平取締役の代表取締役に対する監視義務懈怠と 商法二六六条ノ三の悪意重過失

〔判示事項〕

名目的平取締役の代表取締役に対する監視義務懈怠に悪意重過失がないとされた事例

〔参照条文〕

商法二六六条ノ三

〔事実〕

甲会社は昭和四二年六月ころ、Aが自動金網機の製造販売等を目的として設立し、後昭和四六、七年ころからコンニャク製造機の製造販売を始めた株式会社であるが、甲会社の代表取締役はA一人であり、取締役はAのほかAの妻と、Yの二名だけであった。Yは土地調査士で、会社の業務上の知識経験を持ってはいないが、BがYの妻の姪であった関係で、誘われて取締役に就任したが、何ら出資をせず、また報酬も受けたことはなかった。

昭和五三年三月二三日大阪高裁第三民事部判決
昭和五三年(不)第四四二号損害賠償請求控訴事件
原判決取消・請求棄却(確定)
金融商事判例五八三号四五頁以下

甲会社はAのいわゆるワンマン経営で、正規の取締役会が開かれることはなかったが、月一回ぐらいの割合でYは甲会社を訪れ、その都度Aから口頭で事業の状況の報告を受け、いつもうまく行っているといわれており、また時には帳簿を見せられたこともあるが、その記載が整っていなかった上、Y自身経理上の知識が乏しいため、その詳細を把握しないままAの言を信じ、それでも自分が年配者である(昭和四八年当時でAは三五歳、Yは六三歳)ことから、間違いのないやり方をするようにとの一般的な注意をしていた。

ところが甲会社は、昭和四七年から人件費や諸経費の値上がりにより価格調整が追いつかず、徐々に業績が落ち込み、昭和四八年六月の決算期には約二千万円の損失が出、下請の工賃や資材の仕入れ等についても期日の長い手形で支払うようになっていたが、Aは、会社の積極資産は一億二千万円ぐらいある

と踏んでいて、コンニャク製造機の売れ行き自体は必ずしも落ちていないことなどから、更に他に新製品を開発したり人手を減らせば何とか切り抜けられると楽観し、月一度のYに対する業績報告においても右欠損になっていることを隠していた。

そこで、Aはその営業を継続し、コンニャク製造機の売れ行き自体には著しい落ち込みはなかったにもかかわらず、その頃経済界を襲ったいわゆる石油ショックの影響による諸経費、資材費の高騰に対し適切な価格調整の機を失ったことと、そのころ、特に昭和四八年末ころから昭和四九年初めにかけて他の会社と約三千万円に上る融通手形の交換をしあいながら、他方取引銀行から融資枠の制限を受けたことなどが重なって、昭和四九年三月に入って遂に不渡りを出してしまった。

Xらは機械工具の販売や石油類の販売を業とし、甲会社にそれらを継続的に販売し、昭和四八年後半から昭和四九年三月までの間に代金合計五百万円余の商品を売り渡し、それらの代金債権の履行期はすでに到来していたにもかかわらず、甲会社が倒産したためそれらの代金が支払われなくなったので、Xらはこれと同額の損害を被ったとして、甲会社の設立以来解散時まで引き続き取締役であったYを相手に、商法二六六条ノ三に基づく損害賠償の請求をした。

第一審では、原告Xらが勝訴したので、Yが控訴したのが、本件である。

—控訴人Yは、商法二六六条ノ三は、第三者に対し、故意又は

重過失により損害を与えたものではなく、会社の任務に対し、会社に対し故意又は重過失により、その結果第三者に損害をかけたものである。従って、支払不能に陥り、Xらに損害を与えたことに故意又は重過失ありとするXらの主張は誤りである。

本件取引は究極において支払不能になったとはいえ、甲会社の事業の継続に不可欠の製品の購入であるから、これを止めれば甲会社の経営は直ちに止まるのである。従って、甲会社の経営を止めない以上、これは代表取締役たるAの当然なすべき義務であり、甲会社内部においては何等責めらるべき行為ではなく、任務懈怠には当たらない。

Yは、Aとは月一回会合し、その都度会社の経営状況の説明を聞き、Aに対し会社の経営に無理をせず、堅実な経営をするよう注意を与えていた。甲会社は、Aほか、その妻BとBの伯父Yのたった三人の取締役の会社であり、このような会社では、形式の備わった取締役会の招集又は招集の要求がなされていないことも、月一回の会合で実質上の取締役会の開催がなされ、かつその場でYが代表取締役の業務執行を十分に監督していたものというべきである。そして、実質上の取締役会の席において、又は仮にYが形式を整えて招集した取締役会において、Yが本件取引を中止するよう要請したとしても、本件取引は甲会社の経営に不可欠なものであるから、当時会社の経営に真剣にとりかかっていたAがその要請に応じないことは明らかであると主張した。

これに対し被控訴人Xらは、本件取引は、甲会社が二千万円ないし三千万円の純損失金を有し、かつ引き続き損失が発生する原因を除去する見込みも全くなき支払不能に陥ることが明白な状況下になされたのであるから、その代金が支払不能となり、Xに損害を与えることについて故意又は重過失ある行為である。

Yは「仮に取締役会が開催されたとしても、本件取引については案件にのぼらなかったものであろう」と主張するが、問題は個々の買掛が案件に上るかどうかではなく、右のごとき財務状況下において経営をどうすべきかであり、Yには、甲会社の財務状況を把握しこれに応じた処置を講ずべきことについて取締役会で審議し、代表取締役を監督すべき義務が存したものである。その義務を一切果たさなかったYには任務遂行上重大な過失があったものである。「もし反対しても、Aが反対を押し切ったであろう」という主張はYが義務を果たしたうえで言うべきものである、と述べた。

〔判旨〕

控訴人Y 勝訴

「控訴人Yは、甲会社の業務をA一人に任せきりにして、これに具体的に関与したことはなく、また正規に取締役会の開催を求めたこともなかったが、これに代わるものとして、概ね月一回ぐらゐの割合でAと会合し業況の報告を聞き、これに対し間違いなくやるよう注意を促していたところ、Aのうまく行っているとの報告と主力商品たるコンニャク製造機の製造販売自体

が著しい落ち込みもなく継続されていて、外見上普通に稼動していたことから、前記認定のような業況の悪化に気づかず、Aの業務執行に対し右以上に具体的な監督と介入を遂げなかったことが認められる。

してみると、控訴人Yが左様な概ね月一回の主として口頭による業務報告を是としてこれに何等の疑いを持たず、これ以上の強い監督と介入を遂げなかった点においては、会社に対し任務懈怠を問われても止むを得ないものがあるけれども、他方出資もせず、報酬も受けず、ほとんど名目上の取締役として名を連ねたに過ぎず、会社業務についての専門的知識経験も有しないなど、甲会社の役員構成の中における控訴人Yの立場に徴すれば、YとAとの年齢差を考慮に入れてもお、本件における右控訴人Yの任務懈怠につき、商法二六六条ノ三第一項にいう「悪意又は重大な過失」が存したものとみることはできない。」

「また、仮に当時控訴人Yが、正規に取締役会の招集を求めて、その経理内容の報告を受けたとしても、その席でAから前認定のような見通しに基づく事業継続の方針を聞かされれば、コンニャク製造機の売上自体に著しい落ち込みのない現況と併せ、業界の精通者でない控訴人としては、やはりこれを是とせざるを得なかったとも考えるのであって、本件においては、控訴人Yの任務懈怠がなければAをして被控訴人Xらとの本件取引を止めさせ、もしくは甲会社の倒産を回避し得たものとは必ずしも即断し難く、「相当の因果関係」の存在も疑わしいものとしな

ければならない（なお、昭和四八年五月二日最高裁判所第三小法廷判決・民集二七巻五号六五五頁の事案は、代表取締役が独断で事業拡張の資金獲得のため融通手形を振り出したところ、相手方にだまされて一銭の資金も得ることが出来ず、手形債務だけを残して倒産した場合であつて、前記融通手形の交換が倒産の主因であるとは認められない本件の先例となすことはできない」とし、Xらの損害につき、控訴人Yに商法二六六条ノ三第一項に基づく損害賠償責任が存するものとは認められなかったとした。

〔研究〕

本件は、会社の倒産によってその売掛代金債権の支払を受けられなくなった債権者が、それと同額の損害を被ったとして、その倒産会社の名目的取締役たるYを相手に、商法二六六条ノ三条第一項の損害賠償請求をしているケースである。

そこで、本件では、商法二六六ノ三条第一項の取締役、即ち損害賠償責任の帰属主体となる取締役には、代表取締役のみならず、代表権や業務執行権を持たないいわゆる平取締役も含むが、形式的な、いわゆる名目的取締役はどうか。更にそれを含むとすると、その場合の責任が成り立つための要件が問題となる。この規定によって代表権や業務執行権を有しない取締役がいかなる場合に任務懈怠になるのかは、平取締役が代表取締役の業務執行について監視義務を負うか否かの問題として議論され、従来は否定説が有力であったが、今日の学説は、殆どこれを肯定している（塩田・吉川・総合判例研究叢書商法（二）四頁）。特

に最高裁判所昭和四八年五月二二日の判決が肯定説をとつてからは、判例は殆どこの判決を踏襲し、学説も一般にこの判例に賛成している。すると、平取締役に認められるこのような義務は、いわゆる名目的取締役に認められることになるのであるうか。

ここに名目的取締役とは、会社から懇請されるままに、名義だけ貸与して義務を負担しないとの約束のもとにその職についた者をいう。このような約束がなくても、いわゆるワンマン社長のもとで取締役となり、一切会社の業務に関知しない、あるいは、任せきりにしている平取締役もここにいう名目的取締役に解せよう。前者は、会社が社会的地位や信用を高めるために、社会的地位の高い人や著名人を取締役にする場合であり、後者は、妻とか子供のほか、親戚・友人等、自分の自由になる人を取締役としていた場合である。我が国には税金対策等の理由から、個人企業を法人とする場合が多く、かかる弱小株式会社は沢山ある。このような会社の平取締役の中には、単に会社設立の必要から、平取締役に任された者が多く、かかる取締役は最初から会社の経営に参画する意思はないので、会社の経営はすべて任せ切りにし、そのかわり、会社から報酬も受けていない。

学説にはこのような者にも会社の平取締役と同様に監視義務を認めて、商法二六六条ノ三第一項の責任を負わせることは過酷であるとする考えかたもある（後藤勇・民事実務研究八八・判例タ イムズ三五七号六〇頁）。しかし、名目的取締役は、表見取締役

とは異なって、法律的には完全に取締役の地位にある者であるから、本条に基づいて責任を追求された場合に、自己が名目的取締役に過ぎないから、取締役としての責任を負わないと抗弁することは、その抗弁自体が、果たすべき義務を果たしていなかったことを自ら認めるものといえると考ええる。何故ならば、取締役の任務の内容は、各会社によって異なるが、法的には、取締役は会社に対し忠実義務を負っており、少なくとも取締役会に出席して会社の業務執行に参画し、取締役の職務執行を監督すべきであるからである（商法二六〇条一項）。このことは個々の契約によって排除できるものではないと思うのである。そこで、取締役である以上、名目的取締役だからといって特別の扱いをするべきではなく、商法二六六条ノ三第一項における任務懈怠の測定基準も取締役と同一の基準ではかるべきであると思う。この点、本件では、いわゆる名目的取締役たる控訴人Yに対して、取締役と同様の基準で任務懈怠の有無を判断しており、正当と考える。

商法二六六条ノ三第一項は、取締役がその職務を行うにつき、悪意又は重過失ありたる時は、その取締役は第三者に対しても又連帯して損害賠償の責に任ずる旨を規定している。これは、取締役の第三者に対する責任であるが、取締役は、会社に対しては職務を有し、それを忠実に果たす義務を負うが（商法二五四条ノ三）、第三者に対しては、原則としてならぬ義務を負うものではない。また、取締役がその職務に違反したため第三者

に損害を被らせた場合も、会社は法人であるから会社自身がその第三者に対して責任を負うのが原則である。それにもかかわらず、不法行為責任とは別に特に商法が取締役に個人責任を規定しているのは、第三者を保護するためである。そこで取締役がこの規定に基づき責任を負うには、悪意・重過失は第三者に対する加害について存することが必要ではなく、会社の任務懈怠について存することが必要である（鈴木・竹内・会社法二二八頁、一三九頁、北沢・会社法（新版）三九九頁、倉沢・法学研究三四卷七号七五頁以下、米津・法学研究五五卷一四六頁、なお、この点については、議論があり、この責任を不法行為責任と見て、悪意・重過失は第三者の損害に対して必要とする説がある・松田・新会社法概論二一五頁、なお、最高裁昭和四四年一月二六日の大法廷判決もこの責任は法定責任であり、取締役の悪意・重過失は取締役の任務懈怠について存すれば足り、その損害は取締役の任務懈怠の結果生ずることを要する（民集三三卷一四二頁）としているが、この立場の少数意見が付されている）。

ところで代表取締役でない平取締役は、取締役の職務執行に對し、いかなる監視義務を負うのであろうか。前掲最高裁判所判決は、この点についても「株式会社取締役会は会社の業務執行について監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけに止まらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を招集し、あるいは、招集することを

求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする職務を有するものと解するべきである」としている。そこで、取締役は会社の業務状況を知るために必要があれば、その報告を求め、会社の業務状況を調査すべきことは勿論、取締役の業務執行に不当な点があれば取締役会を招集し、取締役会にその業務執行を是正させるための決議をさせるなどしてそれを阻止することが必要である。したがって、取締役が理由なく取締役会を欠席したり、相当な注意をすれば取締役の職務違反行為を発見でき、または防止できるのにそれを怠った時は監視義務違反となるであろう。そこで本件では、Yに監視義務違反があったかであるが、本件の場合を考えると、Aは、会社の業績が良くないことを承知していたが、会社の積極財産等との対比から、なお、営業を続け、その為に会社にとって不可欠の商品を購入したというのである。かかる行為をしたことは、業務執行取締役たるAの任務懈怠になるであろうか。これに関し本件の認定事実をみてみると、

1、甲会社は、昭和四七年頃から人件費や諸経費の値上りに価格の調整が追いつかず、徐々に業績が落ち込み、昭和四八年六月の決算期には約二千万円乃至三千万円の損失があり、下請の工賃や資材の仕入れ等についても期日の長い手形で支払うようになっていたこと、

2、ただ、会社の積極資産は一億二千万円位はあると踏んでおり、コンニャク製造の売れ行き自体は必ずしも落ち込んでいな

かったことなどから、更に他に新製品を開発したり、人手を減らせばなんとか切り抜けられると思つて、経営を継続していたこと、

3、しかし、石油ショックの影響による諸経費、資材費の高騰に対し適切な価格調整の機を失ったことと、その頃、特に約三千万円にのぼる融通手形の交換をしいながら切り抜けていたが、他方取引銀行から融資枠制限を受けたこと等が重なって不渡りを出し倒産したというのである。

会社に損失があることや、会社の経営状態が逼迫している場合でも、それだけで直ちに取締役に任務懈怠があったとは出来ない。このことは会社が財政的危機状態の場合でも業務執行にあたる取締役が行った経営資金の借入によって会社が蘇生し、倒産の淵から逃れる場合があることから明らかである。すると、本件の場合、Aは、まだ危機状態を切り抜けられると考へて経営を続け、会社にとって不可欠商品を買入れたのであって、これを直ちにAの任務懈怠とすることは出来ない。

するとこの場合に、Yが監視義務違反による商法二六六条ノ三第一項の責任を負うには、Yに監視義務違反の任務懈怠があったことが必要である。そして、Yがその監視義務を尽くしたという為には、業務執行が適正に行われるように、業務状況の報告を求め、必要によつては調査するなどの努力をしなければならぬ。しかしながら、本件の認定事実によると、Yは、概

ね月一回の主として口頭による業務報告を受けていたというのであるが、かかる取締役三人だけの小会社の監督方法として考えると、これをもって取締役の任務懈怠について「悪意又は重大な過失」が存するとすることはできないと考える。

会社の事業が悪化したため第三者が損害を被った時、それをすべての取締役の職務執行に因果関係を認めることは出来ないことはいうまでもない。したがって、本件の場合に、監視方法、出資、報酬の有無、更には専門的知識の有無も判断して、仮に

Yが正規に取締役会の招集を求めてその経理内容の報告を受けていても、その席で認定されたような見通しに基づく事業継続の方針を聞かされればコンニャク製造機の売り上げ自体に著しい落ち込みが無い現況と併せ、Yとしては、これを是とせざるを得なかつたろうと考え、又、Yの任務懈怠がなければXとの取引を止めさせて、甲会社の倒産を回避出来たとは考えられないとして、「相当の因果関係」の存在を否定したことは正当であると考える。

米津 昭子